

ひろしま 介護マイスター

一区分につき
奨励金

10万円
交付します!



介護技術・知識に秀でたプロ「ひろしま介護マイスター」をご存じですか?



広島市では、国の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」に基づき、一定以上の資質があると認められた介護職員を「ひろしま介護マイスター」として認定しています。

また、「ひろしま介護マイスター」を養成した法人には、奨励金として一区分につき
10万円を交付します。

●事業のイメージ



- ①介護職員がレベル4の認定を受ける又は評価者(アセッサー)の資格を取得します。
- ②運営法人がひろしま介護マイスターの認定申請をします。
- ③市の認定を受けた後、奨励金の交付申請をします。

●ひろしま介護マイスターの認定について

認定対象者

レベル4の認定者または評価者(アセッサー)の資格を取得した者で以下の要件を満たす方はひろしま介

- ☒ 介護職員等処遇改善加算を算定している広島市内の介護サービス事業所(一部のサービス(※)を除く)に勤務する介護職員であること。
- ☒ 同一の介護サービス事業所に3か月以上継続して週20時間以上勤務していること。(常勤・非常勤を問わない。)
- ☒ 評価者(アセッサー)の場合は、評価者講習の修了証の交付を受け、評価開始の届出を行っていること。

※一部のサービスとは、(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売・(介護予防)居宅療養管理指導・訪問型サービス(総合事業)・通所型サービス(総合事業)を指します。

●奨励金の交付について

交付対象者

ひろしま介護マイスターを養成した介護サービス事業所を運営する法人

交付金額

●養成実績に応じた奨励金

ひろしま介護マイスターの養成実績に応じて、下記のとおり奨励金を交付します。

レベル4認定者
10万円/人

評価者(アセッサー)
10万円/人

※それぞれの区分で同一の個人に対する奨励金の交付は1回を限度とします。

●新規養成事業所への上乗せ奨励金

介護マイスターをはじめて養成した事業所を対象に、上記の奨励金に5万円(1事業所あたり)を上乗せして交付します。

※同一の事業所に対する上乗せ奨励金の交付は1回を限度とします。

申請期限

レベル4の認定を受けた日または評価者(アセッサー)の資格を取得した日の属する会計年度の翌々年度の8月末

注意事項

奨励金の交付を受けた運営法人は以下のことに努めなければなりません。

- 運営する介護サービス事業所に勤務する介護職員に対して、奨励金の趣旨、金額等を周知する
- キャリア段位制度を活用した介護職員のキャリアパスの構築及びキャリアパスに基づいた介護職員の処遇改善
- 介護サービスの中核を担う人材について定めた人材育成の基本方針に則った人材の育成



申請・問合せ先

事業の詳細については下記のQRコードを読み取り、広島市ホームページをご覧ください。

問合せ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課管理係

Tel:082-504-2173 mail:kaigo@city.hiroshima.lg.jp

